

エコピープルマーク使用規約

2012年2月9日制定

1. エコピープルマーク使用規約（以下、使用規約）の目的

使用規約は、エコピープルマークの使用に際して、遵守すべき事項、および禁止事項を定めることを目的とします。

2. 使用について

(1) 使用用途

環境社会検定試験（以下、eco検定）合格者は、合格者本人（個人）の環境活動に役立てる目的で、後記（2）に記載の使用方法・デザインに従う限りにおいて、エコピープルマークを使用することができます。

ただし、以下のような使用はできません。

【禁止事項】

- 1) 法令や公序良俗に反するような方法での使用
- 2) 本マークを用いた製品・商品の製造またはサービスの提供
- 3) 商品やサービスの品質を保証するものとしての使用、または、そういった誤解を第三者にあたえるような使用
- 4) 本マークの他者への貸与、譲渡
- 5) 企業・グループなど、個人以外の環境活動等を目的とした使用（会社案内・CSR報告書・企業のWEBサイト等）
※会社・団体における「個人の名刺」には使用することができます。
（使用方法は（2）参照）
- 6) その他、東京商工会議所が不適切であると判断する方法での使用

(2) エコピープルマークの使用方法・デザイン

- 1) マークと共に証書番号を必ず併記してください。
◎証書番号の色、文字の大きさに指定はありません。
- 2) WEBサイト、活動案内等の印刷物に使用できます。
◎印刷される場合は、指定の色を使用してください。
[指定印刷色]スミ（黒）または指定色〔C85%+Y100%（DIC2558p'100%）〕
- 3) ダウンロードしたマークを縮小または拡大して使用してください。
◎マークの縦横の比率の変更、デザインの加工はできません。

3. エコピープルマークに関わる権利

エコピープルマークに関する一切の権利は、東京商工会議所に帰属します。
使用規約に反する使用をしたと東京商工会議所が判断した場合は、直ちにマークの使用を中止していただく場合があります。

4. エコピープルマークに関する事故等

エコピープルマークの使用に関連した事故、苦情等が発生した場合は、マークを使用した者の責任において必要な措置を講じていただきます。

<附則>

使用規約は2012年2月9日より施行します。

使用規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご了承ください。使用規約につきましては、エコピープル支援事業のWEBサイトにてご確認ください。